

# 栗山町（物品役務等）

## 栗山町物品役務等競争入札参加資格審査申請実施要領

令和5.6年度において栗山町が発注する物品役務等（物品等の購入、物品等の賃貸借、業務の委託、その他の契約）の契約に係る競争入札参加資格審査申請の受付を次の要領で実施します。

なお、資格者として名簿に登録されたことによって、必ず発注があるということではありませんので、ご了承ください。

### 第Ⅰ 競争入札参加資格について

#### 1 審査基準日

令和5年1月1日（随時申請にあつては、申請しようとする月の初日）

#### 2 入札参加者の資格要件

##### (1) 基本的要件（欠格要件）

次の各号に該当する者は、資格審査申請をすることができません。

①未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項）

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（政令第167条の4第1項第2号）

③契約の締結及び履行に関して不正又は不誠実な行為等を行い、資格の排除を受けている者（政令第167条の4第2項）。ただし、資格の排除が令和5年3月31日（随時申請にあつては、申請しようとする日の前日）までに終了するものを除く。

④本町の町税に滞納がある者

⑤法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に滞納がある者

⑥暴力団員（栗山町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第16号）以下「条例」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。（以下同じ。）又は、暴力団関係事業者（条例第2条第3号）に規定する「暴力団関係事業者」をいう。）に該当する者

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項各号に掲げる者（政令第167条の4第1項第3号）

## (2) 物品役務等の種別による要件

### 共通要件

審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

## 3 年間委任について

本店の代表者が支店又は営業所の代表者（以下「受任者」という。）に対し、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を資格の有効期限を通じて委任しようとするときは、栗山町指定の年間委任状（様式3）を提出してください。

（様式3の記載内容が一致していれば、任意の様式で提出してもかまいません。）

なお、年間委任状については、その一部だけを委任することはできませんので、ご注意ください。

## 4 協同組合等の取扱い

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体組合に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(2)のうち営業年数に関する資格要件を適用しません。

①経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有しているとき。

②設立の際に、構成員の過半数が競争入札参加資格を有しているとき。（協同組合又は協業組合に限る。）

## 5 資格の有効期限

令和5年4月1日（随時申請にあつては、資格を有するものと認められた日）から令和7年3月31日まで

## 第Ⅱ 資格審査の申請について

### 1 申請の方法

#### (1) 申請書類等

栗山町が定めた様式を使用し、別表2（申請書類等）に掲げる申請書類等（各1部）を一式として提出してください。

書類の作成要領として、別表2の特記事項欄及び次のアからエに掲げる事項を参照してください。

申請様式は、栗山町ホームページ（企業・産業「入札・契約」各種申請・登録制度）

からのダウンロードのほか、建設水道課総務管理グループ窓口でも配布します。

なお、書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実を記載しなかった場合には、競争入札参加資格を受けられず、又は認定後にあつては資格を取り消されることもありますのでご承知ください。

#### ア 競争入札参加資格申請書（物品・役務等関係）【様式1】（A4判両面印刷）

##### ①「受任者」の欄

契約締結権限等を支店・営業所等に年間委託する時は、当該権限等の委任を受けた者（以下「受任者」という。）の所在地・支店名等を記載してください。（年間委任状【様式3】を添付すること。）

##### ②「登録を希望する営業の分類」の大分類・中分類の欄

登記事項証明書（法人の場合）又は営業証明書（個人の場合）に記載されている目的・業種の範囲内で、別表1の中から希望する番号を記載してください。（各業種分類の取扱範囲は、別表1の「主な単品名欄を参考とすること。」）

##### ③「登録を希望する営業の分類」の取扱品目等（具体的に）メーカー名等の欄

別表1の「主な単品名」欄を参考として、申請者が取扱うことのできる品目を希望した業種分類毎に記載してください。

##### ④「1.会社の概要（資本金）」の欄

登記済の資本金額を記載してください。なお、登記事項証明書に資本金の記載のない法人（財団法人、合名会社等）については、最新の貸借対照表中の資本金・基本財産等の額とします。

##### ⑤「2.委託受注実績」の欄

申請者（年間委任する場合は、受任者）が、令和3年1月1日から令和4年12月31日（随時申請にあつては、申請日の前月末日）までの間（直近の決算期（事業年度）であること。）に締結した主な契約実績を記載してください。

##### ⑥「3.営業に必要な許可等」の欄

営業に関して法令上必要となる許可、免許、登録等を受けているときは、その名称を記載のうえ、当該許可書等の写しを添付してください。なお、主な許可等を「営業に関する許可等（別表1-2）」に例示したので参考としてください。

この欄に記載がない場合、その許可・届出等を必要とする物品の購入や業務の委託の入札に参加できないことがあります。

#### イ 納税証明書

①「国税に未納がないことの証明書」及び「栗山町税に滞納がないことの証明書」を提出してください。なお、国税の場合、法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税、個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係る証明が必要です。

- ②申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ③審査基準日において、栗山町内に事業所がある場合又は土地・建物等を所有している場合には、栗山町税に係る納税証明書（完納証明書）を必ず提出してください。

#### ウ 許可・登録証明書

【様式1】の「3. 営業に必要な許可等」欄に記載した許可に係る許可・登録証等の写しを提出してください。

#### エ 誓約書

資格審査申請をする全ての申請者は、暴力団又は暴力団関係事業者に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと等についての誓約書を提出してください。

### (2) 代理申請について

行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定に基づく代理申請を行う場合、その手続きは以下のとおりとなります。

ア 申請書等への押印について、様式1裏面の余白部分に申請代理人名及び連絡先電話番号を記載のうえ、代理人印を押してください。なお、この場合における申請者本人の押印は不要です。

イ 申請者本人から申請代理人への委任状（次の条件を満たした正本であること。）の提出が必要となります。

- ① 委任状の日付は、申請日から3ヶ月以内であること。
- ② 委任の内容及び範囲が具体的に記載してあること。（ただし、競争入札参加資格者名簿登録通知書の受領の権限を委任することはできません。）
- ③ 行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）が記載されていること。
- ④ 委任者・受任者の氏名及び住所の記載があること。

### (3) 留意事項

ア 申請は、郵送及び持参提出によるものといたします。郵送の場合は、返信用封筒1通を同封ください。（持参提出の場合は、不要）

イ 郵送の場合、書類の不足や内容の不備などにより受理できない場合があるときは、郵送によりご連絡いたしますので受付期間を考慮のうえ、余裕を持って郵送申請していただくようお願いいたします。

## 2 受付期間及び申請書類郵送先及び提出先

### (1) 定期の申請をする者

#### ア 受付期間

令和5年1月17日から令和5年1月31日

(上記受付期間に郵送で必着、又は持参提出のこと。)

#### イ 申請書郵送先及び持参提出受付場所・時間

(郵送先)

郵便番号 069-1512

北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地

栗山町役場建設課総務管理グループ 宛て

(持参提出受付場所・時間)

同上

栗山町役場新庁舎2階⑩番受付

受付時間 平日のみ 午前9時30分から午前11時30分 及び  
午後1時30分から午後4時30分まで

### (2) 随時の申請をする者

#### ア 受付期間

令和5年4月1日から令和6年11月30日

(上記受付期間に郵送で必着、又は持参提出のこと。)

#### イ 申請書郵送先及び持参提出受付場所・時間

上記定期の申請と同じ。

## 3 再審査の申請

競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をすることができます。

ア 競争入札参加資格者の営業が、相続、合併または譲渡により移転された場合

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（資格を有するものである者に限る。）を変更した場合

ウ 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

## 4 変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、記載事項の変更を町長に届け出なければなりません。なお、届け出の際は、競争入札参加資格変更届（共通・独自様式）を使用してください

ア 名称又は商号に変更のあったとき。

- イ 法人の場合、代表者に変更があったとき。
- ウ 住所又は電話番号及びファクシミリ番号に変更があったとき。
- エ 組織に変更があったとき。
- オ 営業に必要な許可、免許又は登録等に変更があったとき。
- カ その他、町長が必要と認めたとき。

## 5 問合せ先

栗山町役場建設課総務管理グループ

電話番号 0123-73-7512（グループ直通）